

創業資金
を借りたい

新創業融資制度

対象となる方

次の1～3のすべての要件に該当する方

- 1 「創業の要件」
新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方
- 2 「対象となる方の要件」
新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方
- 3 「自己資金の要件」
新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金（事業に使用される予定の資金をいいます。）を確認できる方
ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします。

支援内容

ご融資額	3,000万円以内（うち運転資金1,500万円以内）
担保・保証	原則不要 ※原則、無担保無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなっております。法人のお客さまがご希望される場合は、代表者（注3）が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。 （注3）実質的な経営者である方や共同経営者である方を含みます。
ご返済期間	各種融資制度に定める返済期間以内
利率（年）	各種融資制度に定める利率

申込時提出書類

借入申込書および創業計画書（ビジネスプラン）

※ その他必要な書類については、日本政策金融公庫各支店（国民生活事業）にお問い合わせください。

問い合わせ先

日本政策金融公庫

大津支店 国民生活事業 TEL：077-524-1656（138ページ No.32）

彦根支店 国民生活事業 TEL：0749-24-0201（138ページ No.33）